

大田原市住生活基本計画(住宅マスタープラン)に関するご意見(パブリックコメント)を募集します

住宅・住環境づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる「大田原市住生活基本計画(住宅マスタープラン)」について、計画案を作成しましたので、その内容に対して広く市民の皆さんからのご意見(パブリックコメント)を募集します。

●意見を出していただける方

次のいずれかに該当する方(個人、団体を問いません)

- ・市内在住、在勤または在学中の方
- ・市内に事務所や事業所を有する方
- ・市に納税義務のある方
- ・今回の計画案に利害関係のある方

●計画案の公表および閲覧方法

左記の提出期間中、次のいずれかの方法により計画案を閲覧または入手できます。

- ・市ホームページ
- ・建築住宅課
- ・湯津上支所
- ・黒羽支所

※閲覧受付は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時

●提出期間

2月1日(金)～20日(水)

※郵便の場合は2月20日(水)までの消印有効

●提出方法

閲覧場所に備え付けの意見書または任意の用紙に住所、氏名、連絡

先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

- ①郵便
 - ②ファクシミリ
 - ③電子メール
 - ④計画案の閲覧場所へ直接提出
- ※電話での受け付けはできません。

●意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、担当課で検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。

個々のご意見に対して直接、個別の回答はしませんのであらかじめご了承ください。

意見公募結果の公表にあたっては、ご意見提出者の氏名その他の個人情報公表しません。

●計画(案)の項目

- ・目的と計画期間
- ・住宅事情の概要
- ・市民等の意識調査
- ・現行計画の検証
- ・住宅施策に係る課題
- ・住まいづくりの基本的な目標
- ・具体的施策のあり方
- ・実現に向けて

■提出先・問い合わせ

建築住宅課住宅係

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

TEL (23) 8724

B 1階

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務大臣から委嘱されます。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに

FAX (23) 8799
 juitaku@city.ohatawa.
 tochigijip

地方自治法施行60周年記念500円貨幣(栃木県)の引き換えが1月16日に開始されます。

地方自治法の施行60周年を記念して47都道府県ごとに発行されている記念貨幣のうち、栃木県分の500円貨幣が、1月16日(水)から、引換取扱機関となる最寄りの金融機関(銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、農協など)で引き換えが開始されます。引き換え枚数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

栃木県の図柄は、表面は眠り猫と雀、裏面は各都道府県共通で古銭に地方自治の文字を配したデザインとなっています。



(表面)



(裏面)

■問い合わせ

財務省宇都宮財務事務所財務課 TEL 028(633)6221

【お詫びと訂正】広報おおたわら 12月15日号の3ページの表の数値に誤りがありました。お詫びして次のとおり訂正します。

●水道事業の状況

●収入および支出の状況

《収益的収支》	収 入	6億5,482万円
事業運営を目的とした収支(税抜)	支 出	3億7,726万円
《資本的収支》	収 入	4,534万円
設備整備を目的とした収支(税込)	支 出	2億3,104万円

■問い合わせ 財政課財政係 TEL (23) 8797

■問い合わせ A 2階

TEL (23) 1111

高崎 京子氏(再任・中野内)

適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。
 平成25年1月1日付けをもって、次の方が、法務大臣から人権擁護委員として委嘱されましたのでお知らせします。